

申告相談

～早めの準備で安心・確実～

2月6日水から3月15日金まで

本年1月1日現在、市内に住所がある方は、原則として申告書の提出が必要です。申告は、市県民税の算定だけでなく、所得証明書や国民健康保険税、後期高齢者医療保険料などの算定資料となる大変重要な手続きです。
2月6日(水)以降、地域別に申告相談を行いますので、早めの準備をお願いします。
※所得の申告がないと、国民健康保険税などの軽減が受けられない場合があります。

申告相談の日程と会場

相談日	自治会名		相談会場
	午前	午後	
6日 水	上戸沢、下戸沢、赤井畑、冷清水	大熊、東、塩倉、中北、猿鼻	小原公民館
7日 木	新町、赤坂、湯元、明戸、小久保平	機材移動のため受付できません	
8日 金	越河1区、2区、3区	越河9区、10区	越河公民館
12日 火	越河4区、5区、6区	越河7区、8区	斎川公民館
13日 水	斎川1区、2区、3区	斎川4-1区、4-2区、5区、6区	
14日 木	斎川7-1区、7-2区、8区	機材移動のため受付できません	白川公民館
15日 金	白川1区、7区	白川2区、4区	
18日 月	白川3区、5区、6区	機材移動のため受付できません	大鷹沢公民館
19日 火	大鷹沢3区、4区、6区	大鷹沢1区、2区	
20日 水	大鷹沢9区、10区、11区、12区	大鷹沢5区、7区、8区、田中	白石市役所 4階 大会議室
21日 木	機材の移動と保守点検のため、午前・午後とも受付できません		
22日 金	大平2区、3-1区	大平1区、8区、城南の丘	※庁舎正面駐車場の混雑が予想されますので、城下広場駐車場をご利用ください。
25日 月	大平3-2区、7区	大平4区、5区、6区	
26日 火	西区上、西区下、鎌先	南区、東区	白石市役所 4階 大会議室
27日 水	北区、三住、弥治郎	上原、下原、山ノ下	
28日 木	八宮、芹沢、蔵王、大綱	山根、不忘、川原子	白石市役所 4階 大会議室
1日 金	滝上、尾籠、岩ノ上	滝下	
4日 月	沖	南町	白石市役所 4階 大会議室
5日 火	田町、本町	短ヶ町、新町、中益岡、東益岡	
6日 水	西益岡、寿町、清水小路	柳町	白石市役所 4階 大会議室
7日 木	本郷第二、本郷第四、郡山	本郷第三	
8日 金	本郷第一、亘理町	旭町	白石市役所 4階 大会議室
11日 月	上郡山第一、上郡山第二	鷹巣、小下倉	
12日 火	緑が丘、中町、長町	寿山	白石市役所 4階 大会議室
13日 水	上記日程で申告できなかった方		
14日 木	※例年、大変込み合いますので、時間に余裕を持ってお越しください。		白石市役所 4階 大会議室
15日 金			

- 午前の部 9:00～12:00 ※7:30～受付
 - 午後の部 各公民館：13:00～15:30 市役所：13:00～17:00
 - 夜間の部(3月4日・8日のみ) 18:30～19:30 ※17:30～受付
- 【申告にお越しの際は、下記の点にご理解をお願いします】
- 相談時の待ち時間をできるだけ短くするため、所得の種類により、受付窓口を「①給与・年金のみの所得の方」「②給与・年金以外に所得のある方」の2つに分けています。
 - 午前中に受付を済ませた方でも、受付人数などの状況により午後からの相談となる場合があります。
 - 2月6日～20日は担当職員が地区公民館に移動しますので、市役所では申告の受付ができません。
 - 酪農や肉用牛の申告を行う方は相談に時間がかかりますので、夜間の部のお越しはご遠慮ください。

申告が必要な方

- 申告が必要な方は、次の①～⑥に該当する方です。
- 農業や商業、製造業などの事業を営んでいる方
 - 譲渡・不動産・配当・利子・雑収入などの所得があった方
 - 給与所得以外に公的年金(国民年金や厚生年金、農業者年金、各種共済組合年金など)による所得があった方
 - 給与または公的年金等を2カ所以上から受け取っている方
 - 給与所得者または公的年金等所得者で、事業所や公的年金等支払者が、給与支払報告書または公的年金等支払報告書を市に提出していない方
 - 国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入している方

申告に必要な物

- 1月1日現在65歳以上の方は155万円、65歳未満の方は105万円)以下の方は、申告会場での受付は不要ですが、「簡易申告書」を市役所1階税務課に提出してください(郵送可)。
- ※税務署に確定申告書を提出する方や、本市に給与支払報告書の提出があった方などは申告は不要です。
- ①印鑑(シヤチハタ印を除く)
②収入・所得が分かる物
〔給与所得者・年金受給者〕
源泉徴収票
〔農業・営業・不動産所得者〕
帳簿などの収支内訳書と必要経費の領収書
〔雑所得のある方〕
土地の譲渡、満期保険金、株式の配当などがあった場合はその収入や必要経費が分かる物

③控除を受けるための物

- 〔社会保険料控除〕
国民健康保険税、国民年金などの領収書または控除証明書
- 〔生命保険料・地震保険料控除〕
生命保険、個人年金、地震保険料などの控除証明書
- 〔障害者控除〕
障害者手帳、療育手帳、障害者控除対象者認定書(福祉事務所発行)
- 〔医療費控除〕
領収書と高額療養費、生命保険の給付金など医療費の補てんを受けた金額の分かる物
- ※医療費は、あらかじめ合計額を計算してから申告会場にお越しください。
- 東日本大震災により被害を受けた方へ
震災により住宅や家財などに損害を受けた方は、雑損控除などの適用により、所得税や住民税の軽減を受けられる場合があります。

- 市県民税の申告に関する問い合わせは 税務課 ☎22-1313
- 所得税の申告・e-Tax・雑損控除に関する問い合わせは
・大河原税務署個人課税部門 ☎0224-52-2202 (音声案内に従い「2番」を選択)
・国税庁ホームページURL <http://www.nta.go.jp>

所得税の申告は「e-Tax」が便利でおトクです!

e-Tax(電子申告)を利用して所得税の申告をすると、次の①～③などにより便利でおトクです。

- 平成24年分の所得税の確定申告書を、本人の電子署名と電子証明書を付けて期限内に送信すると、**最高3,000円の税額控除**を受けることができます。
- ※平成19年分から平成23年分までの確定申告で、e-Taxの控除を受けた方を除きます。
- 通常の申告では医療費の領収書などの提出が必要ですが、電子申告では、書類の記載内容を入力することにより、その書類が提出不要となります(ただし、3年間保存必要)。
- e-Taxを利用した還付申告は、通常の申告より早く処理されます。通常の申告は還付まで約2カ月かかりますが、e-Taxの場合は約3週間に短縮されます。

平成25年度から実施される住民税の主な改正

- 生命保険料控除の改正
平成24年1月1日以後に締結した保険契約(新契約)にかかる控除の計算方法が改正されました。
- ①新契約のうち、介護・医療保障にかかる「介護医療保険料控除」が創設されました。
- ②新契約の「一般生命保険料控除」「個人年金保険料控除」「介護医療保険料控除」の適用限度は2.8万円になります。
- ③生命保険料控除額の全体の限度額は、8.4万円ではなく7万円になります。

申告に関する詳細は、1月号と一緒に配布する「平成25年度市民税・県民税申告相談のお知らせ」をご覧ください。